

個人・退職者等で申請する場合は、はじめにお読みください

福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障がい分） 福祉サービス従事者への慰労金（個人・退職者等）マニュアル

1 本マニュアルの対象者

- ・すでに退職されていて、事業所等からの申請ができない方
- ・公設の事業所等で勤務していて、条例等の関係により、事業所等からの申請ができない方

2 交付申請について

申請については、以下の書類の提出が必要です。（①～⑤は必須、⑥は対象の場合）

- ①様式15 福井県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障がい・退職者等用)交付申請書・請求書
- ②本人確認書類の写し
- ③振込先金融機関口座確認書類の写し
- ④様式16 勤務証明書
- ⑤様式17 誓約書
- ⑥様式18 20万円支給対象職員概要書(対象の場合に限る)

なお、記入誤りがあった場合、再度提出を求める場合があるため、申請にあたっては、十分に確認の上、提出してください。

3 記入方法

①福井県新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金(障がい・退職者等用)交付申請書・請求書
全ての項目について、記入してください。未記入や記載誤りがあった場合、確認作業等により、慰労金の支給が遅れることがございます。十分にご注意ください。

②本人確認書類の写し

本人確認書類としては、下記の(1)または(2)のとおりです。いずれかの書類を選択し、交付申請書の貼付欄に貼り付けてください。(いずれも申請日において有効期限内のものに限ります。)

(1)1点で本人確認ができるもの(本人の写真が貼付されているものに限る。)

- ・運転免許証の写し
- ・旅券(パスポート)の写し
- ・マイナンバーカードの写し

(マイナンバーカードについては、写真がある表面のみ写しを取って貼付してください。マイナンバーが記載されている裏面の写しを誤って貼付しないよう十分にご注意願います)

(2) 2点で本人確認ができるもの

例: 健康保険証の写し+法人が発行した身分証明書(本人の写真付き)

③振込先金融機関口座確認書類の写し

交付申請書に記入した金融機関口座が確認できる通帳の写し(金融機関名、支店名、支店コード、分類(預金種別)、口座番号、口座名義人等が記載された部分のみ)を交付申請書の貼付欄に貼り付けてください。なお、原則申請者本人名義の口座に限ります。

また、写しが不鮮明であることなどによって、交付申請書の登録口座にかかる情報が1つでも確認できない場合は、振込ができなくなり、慰労金の支給が遅れる場合がありますので、ご注意ください。

* 通帳が作成されていない場合の確認書類

- ・当座預金: 入金帳または年間の取引一覧表等の写し(交付申請書の取引口座に係る情報を確認できる部分のみ)
- ・ネットバンキング: 交付申請書の登録口座に係る丈夫を確認できるパソコンまたはスマートフォン画面等の写し

④勤務証明書

退職されている方については、以前の勤務先から勤務証明書を取得してください。また、公務員の方は、各市町長から勤務証明書を取得してください。勤務証明書については、県が示している様式以外は認められません。

なお、以前の勤務先が廃止等によって、勤務証明書の取得が困難な場合については、別途お問い合わせください。

※清掃業務など委託職員については、派遣先の障がい福祉サービス事業所等を運営している法人で証明してください。

⑤誓約書

慰労金の支給にあたって、誓約書に記載されている事項を誓約していただきます。内容をご確認いただき、ご提出ください。

⑥20万円支給対象職員概要書

慰労金について、20万円の支給対象の方については、要件を満たしているか確認のため、当該様式の提出が必要となります。④勤務証明書と合わせて、以前の勤務先または各市町長から取得してください。なお、本様式の提出がない場合、または様式に記載されている事項が確認できない場合、その他支給要件を満たさない場合は、20万円の支給対象外となります。

4 慰労金受領後について

慰労金受領後30日以内に県に受領書(様式19)を提出してください。

5 公務員の方について

公務員の方については、別途県の指示を参照の上、個人用の申請書を市町単位でまとめて提出してください。

○申請書等提出先・お問い合わせ先

〒910-0006

福井県福井市中央3-13-1 福井北国ビル4階

「福井県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業事務局」

メールアドレス:fukui-syogai@tobutoptours.co.jp

電話番号:

～9月6日 0776-23-2800(受託者の東武トップツアーズにつながります)

9月7日～ 0776-43-6994 (10月末まで 毎日 8:30～17:00)

(11月以降 平日 8:30～17:00)

※新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、県庁や事務局へ書類の持参は
ご遠慮ください。